

公益社団法人茨城県薬剤師会役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第32条第2項に規定する役員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（日当及び宿泊料を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支払い)

第3条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員 報酬及び賞与
- (2) 非常勤役員 報酬

(報酬等の額)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、その役職に応じて茨城県の出資法人等指導実施要領（平成11年4月1日制定）別表第2「常勤役員の給料基準額」に定める給料月額に準ずる額とし、理事会の決議を経て決定する。

- 2 常勤役員に対する賞与の額は、茨城県の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）第4条第1項の規定に基づき算定される額に準ずる額とし、理事会の決議を経て決定する。
- 3 非常勤役員に対する報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 次の各号の1に該当する場合は、費用弁償として旅費を支給する。ただし、重複して支給することはない。

- (1) 会長が招集する会議に出席したとき
- (2) 会務のため出張したとき

- 2 旅費の支給については、公益社団法人茨城県薬剤師会旅費規程の定めるところによる。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）
 - (2) 賞与 毎年6月30日及び12月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）
- 2 非常勤役員に対する報酬は、原則として毎月とするが、四半期ごとに支払うこともできるものとする。
 - 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指

定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

改正されたこの規程は平成25年4月1日から施行する。

付 則

改正されたこの規程は平成28年4月1日から施行する。

付 則

一部改正されたこの規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

一部改正されたこの規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	報 酬 額	摘 要
会 長	月額 50,000円	
副 会 長	月額 10,000円	
専務理事	月額 30,000円	
常務理事	月額 5,000円	
理 事	年額 20,000円	
監 事	年額 20,000円	